

平成30年12月25日

各位

株式会社 千葉興業銀行

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
千葉興業銀行では、このたび、下記の通り預金規定等を改定いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。
改定後の新规定書をご希望のお客さまにつきましては、千葉興業銀行の窓口までお申し付けください。

1. 改定する規定

総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定

2. 改定内容

総合口座取引規定

改定後（下線部を追加）
(預金の払戻し等) (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・ <u>暗証</u> ）により記名押印（または署名・ <u>暗証記入</u> ）して、この通帳とともに提出してください。
(印鑑照合等) この取引においては払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・ <u>暗証</u> ）を届出の印鑑（または署名鑑・ <u>暗証</u> ）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

普通預金規定、貯蓄預金規定

改定後（下線部を追加）
(預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・ <u>暗証</u> ）により記名押印（または署名・ <u>暗証記入</u> ）して、この通帳とともに提出してください。
(印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・ <u>暗証</u> ）を届出の印鑑（または署名鑑・ <u>暗証</u> ）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

3. 改定日

平成31年1月4日

以上